

個人情報保護委員会

個人情報保護委員会は、平成 28 年 1 月に、特定個人情報保護委員会を改組して発足しました。個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会が担ってきたマイナンバー（個人番号）の適正な取扱いの確保を図るための業務を全部引き継ぐとともに、新たに個人情報保護法を所管し、個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いの確保に関する業務を行います。

具体的には、個人情報保護法及び番号法に基づき、次のような業務を行っています。

- 特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の取扱いに関する監視・監督（指導・助言、勧告告・命令、報告徴収、立入検査等）
- 特定個人情報保護評価の推進（指針の策定や評価書の承認）
- 個人情報の保護に関する基本方針の策定、官民の個人情報の保護に関する取組の推進
- 個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用についての広報・啓発
- 海外の個人情報保護当局等との国際協力